

第350回 県議会通常会議(平成30年5月25日～6月13日)

山田みやこ一般質問要旨と回答



1. 子ども若者育成支援について

Q. 1) 若年女性の被害防止について

若年女性を狙ったJKビジネスや性犯罪事件が県内でも起きている。被害を受けた女性や少女達は、様々な理由で相談窓口にとどり着けない現状である。国では今年度「若手被害女性等支援モデル事業」を予定している。被害にあった女性や少女たちの苦悩や、被害が顕在化しにくいことを踏まえると、積極的な被害防止に取り組むべきである。考えを伺う。

A. AV出演強要、JKビジネス等の若年女性に対する性的暴力にかかる問題は被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、国は被害の防止と根絶に向け関係省庁が一体となって取り組みを強化しております。これを受け、県におきましては「AV出演強要、JKビジネス等被害防止月間」を中心にリーフレットの配布や、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めると共に、高等学校などでの出前講座にも取り組んでいるところです。さらに各種相談機関が相談を必要とする人たちに十分利用されるよう、市町・民間団体・関係機関と連携して情報交換や相談窓口の周知、相談しやすい環境の整備にも力を入れて参ります。今後ともモデル事業を含む国の対策と呼応しながら若年女性の被害防止と、被害者への支援に向けた取り組みを積極的に推進して参ります。

2) ひきこもり等の子ども若者支援について

ひきこもりやニートなどの相談センター「ポラリス・とちぎ」の支援体制は専任相談員7名と、養成・登録した「ひきこもりサポーター」となっている。ひきこもりサポーターは登録者の居住する市町の実施要項がないと派遣できない。県としても市町の実施要項策定を促進するべきである。考えを伺う。

A. 子ども若者支援をより一層推進するためには前転的な拠点である子ども若者ひきこもり総合相談センター「ポラリス・とちぎ」における相談支援に加え、より身近な地域における相談支援体制の充実や、関係機関との連携強化が必要です。このため市町による相談窓口の整備や、地

域でのネットワーク作りを働きかけると共に、引き続き訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」を養成し、市町における活用を促して参ります。また栃木県子ども若者支援地域協議会を活用し、教育や福祉・医療・雇用等の専門機関との更なる連携を図っていきます。今後とも市町や関係機関と連携し子ども若者に対する総合的かつきめ細やかな支援に努めて参りたいと考えています。

再質問

Q. ひきこもりサポーター制度を活用する市町を増やすために、積極的に制度を推進していくには何がネックになっていて、県としてどのような増やしていくのか考えを伺う。

A. ひきこもりの支援となると専門的かつ息の長い支援が必要であり、なかなか市町としては取り組みにくいという事でハードルになっていると思われる。まだひきこもりサポーターを登録していない市町も3か所あり、登録している22市町の中でも要項を制定しているのは6市町のみです。派遣や支援体制を見極められていない所が多い。県としても今年度からひきこもり支援に携わる人材の養成を進めて更に強化していき、市町に対する研修やサポーターの育成を充実させながら、引き続き取り組んで行きたい。

3) 少年サポートセンターの活動充実について

県警察内に設置している「少年サポートセンター」は非行少年、被害少年の立ち直り支援を行っている。少年が立ち直るための選択肢や問題解決のための方法、生きていくための選択肢をどれだけ提供できるかが求められている。職員の資質向上をどのように進めていくのか考えを伺う。

A. 少年サポートセンターは厳しくも温かい目で少年を見守る社会機運を向上させ、非行少年を生まない社会づくりを推進するための活動をしています。主な活動としては被害少年を支援するヤングテレフォンや出張少年相談室「あしたルーム」での少年相談、犯罪少年の再犯防止を目的とする農業体験等を通じた少年の居場所作り活動、SNSやJKビジネスの危険性を理解させる非行防止教室等、総合的な非行防止対策を推進しています。また少年が抱える心の問題にしっかりと対応するため、少年と直接対話する警察官や少年補導職員等が大学教授である被害少年カウンセリングアドバイザーによる研修会やNPO法人等が主催するカウンセリング講座を受講し、少年の悩みに適切に対応するためのスキルアップに努めています。栃木県警察としては今後とも関係機関・団体との連携を図り、少年に寄り添ったきめ細かい活動の充実に努めていきたいと考えています。

2. ケアラーへの支援について

Q. 平成37年には75歳以上の高齢者は2000万人以上、そのうち約463万人が在宅介護が必要と見込まれる。現在、要介護者の7割を家族が介護している。介護者をケアラーと称している。仕事と育児の複数介

護のダブルケアラー、18歳以下の子どもが家族を介護するヤングケアラー、介護のため仕事を辞めた介護離職者など身体的・精神的・経済的に重く負担がのしかかっている。要介護者への支援とともにケアラーへの支援も重視していく必要がある。考えを伺う。

- A. 少子化、核家族化等により家庭の介護力が低下している中、介護を必要としている方や家族の視点を重視しながら在宅での療養生活を社会全体で支える仕組みづくりが益々重要になってきています。県では訪問介護や通所介護、短期入所サービス等の基盤整備のほか、認知症や障害についての相談支援、家族交流会の実施等を通じて介護する家族の負担軽減や孤立防止等にも努めています。更に今年度から医療的ケア児を介護する家族の負担軽減を図るため、短期入所事業所における児童等の受け入れ促進に向けた助成を行う事にしました。また介護する家族の負担軽減には住民同士の支え合いや、勤務先等の介護に対する理解も不可欠であり市町や関係機関と連携し、社会全体で支える機運の醸成に努めていきたいと思っております。

再質問

- Q. ヤングケアラーは時間的制約や生活困窮のために進学や就職、結婚等、自分の将来が計画出来ないということが実際に深刻な問題となっています。2016年大阪府の実態調査では20人に1人がヤングケアラーという結果になっています。本県でも実態調査が必要になってくると思われませんが、所見を伺う。
- A. 国の国民生活基礎調査において、要介護者等を介護する同居の主な介護者の性別・年齢・階級を見ますと20歳以下は1.8%となっています。一番多い年代層は60～69歳、70～79歳となっていますが、今後の人口構造の変化の中で、働きながら介護をするダブルケアは重要な問題になっていくと考えています。これらの方々が孤立せず生活困窮に陥らないように、生活困窮者に対する支援体制や地域共生社会づくり等、うまく連携しながら地域で支え合う仕組みづくりに努めていきたいと考えています。学生が介護に携わるヤングケアラーに関しては、なかなか誰かに相談しづらい気持ちがあると思われれます。各学校ではそのような状況の中で欠席が増えたり、進路を悩んでいたりと場合には家庭訪問をして生徒の家庭状況を含めて把握するようにしている。もし介護等が原因になっているのを把握した時は、保護者と十分に相談した上で福祉の関係機関等と連携して対応することになっています。教育委員会としてはスクールソーシャルワーカーを派遣し、学びたい学生にはしっかりと学ばせてあげられるように環境をの確保に努めていきたいと考えています。

3. 環境に配慮した農業の推進について

- Q. 1) ネオニコチノイド系農薬は水稻や野菜・果物のみならず、松枯れ防除、ガーデニング、建材防腐剤、家庭用殺虫剤など様々な用途に広く使用されている農薬であるが、ミツバチの大量死事例において原因となった可能性が指摘されているほか、他の昆虫や生態系、さらに人への健康被害が危惧されている。EUでは屋外使用を禁止したが、日本では未だに規制の始まらない状況です。しかし、兵庫県豊岡市ではコウノトリ、佐渡ではトキが絶滅をのりこえて復活したのもネオニコチノイド系農薬の不使用を決めた結果である。
- 近年、農薬や化学肥料を使わない有機農産物を求める消費者も増えている。また家庭菜園での

農薬使用など一般の住民への啓発も必要。ネオニコチノイド系農薬の危険性や使用上の注意をなどの啓蒙も含めて農薬の低減や不使用など環境に配慮した農業を積極的に進めるべきと考えるが、どのように取り組んでいくのか伺う。

A. 県では環境に配慮した農業を推進するため、エコ農業栃木を重点政策に位置づけ化学農薬や化学肥料の使用量の低減、堆肥料やカバークロップによる温室効果ガスの発生抑制、生産履歴の記章等による安全安心の確保の取り組んでいます。その結果環境保全に効果の高い営農活動に対して交付される環境保全型農業直接支払い。この対象面積は年々増加していきまして、3000haを超えるようになっています。また県内の農薬購入量についても、この10年間で1割以上減少するなど一定の成果を上げていますと考えています。今後はさらに点滴や防虫ネットの利用など、化学農薬だけに頼らない総合的な防除「IPM」の実践技術の確立に取り組むと共に、農薬の適正使用や住宅への飛散防止の徹底を図る運動の展開、生産者と消費者との相互理解を深めるオーガニックフェスタの開催などを進め、環境に配慮した農業のより一層の推進に努めていきます。

Q. 2) 兵庫県豊岡市には「コウノトリ育むお米」がグローバルキャップを受賞。「コウノトリ育む大豆」が農林水産大臣賞受賞などネオニコチノイド系農薬を使わない栽培をして高付加価値のブランド化をしている。生物多様性を重視し生態系を守る農業を積極的に行うことはできないか。

A. 使用できる化学農薬は基準をクリアしたものが登録されていて、それを使用する事により生産に役立っている。しかし合成化学農薬の削減は、消費者だけではなく生産者も同じ考えです。オリンピックやパラリンピックの食材調達基準に取り上げられているギャップですが、その中でも食品の安全と使用者の安全、環境保全を推進すると目標を掲げています。県としては、「IPM」、「IBM」等の化学農薬だけに頼らない総合的な病虫害の管理や防除を進めていかなければならないと考えています。6月から8月末までの間、農薬被害防止運動の集中期間となっているので、この期間で農薬に頼らない農業の在り方を進めていきたいと考えています。更に一般の農薬使用に関しても、ホームセンターや自治会の協力を得て広く考えを普及させ、減農薬を推進させエコ農業栃木を推進していきたいと思っています。

4. 教育機会確保法に基づく不登校対策について

Q. 平成28年12月、不登校の子どもたちの教育機会の確保と夜間中学への就学機会の提供を主な目的とした「教育機会確保法」が成立した。

本県では平成29年度「学校以外の場における教育機会の確保に関する調査研究」を実施し、スクールソーシャルワーカーの訪問支援(アウトリーチ)の成果を確認した。

そこでスクールソーシャルワーカーの増員と、学校以外の学びの場をしてのフリースクールとの相互理解と連携についてどのように考えているか。また国は各都道府県に夜間中学を最低1件設置

することを旨としている。本県にも潜在的な需要があると思うが、夜間中学の設置についての考えはどうか。

- A. 不登校児童生徒に対しては、自らの進路を主体的に考え、社会的自立に向かう様に適切な援助や支援を行う必要があります。中でも学校以外の場所で学ぶ児童生徒に関して、県ではこれまでの調査研究成果を各学校に周知しており、各学校においては当該児童生徒の状況把握に努めている所です。民間団体等との連携については、引き続き研究していきたいと考えています。スクールソーシャルワーカーについては平成20年度の3名から段階的に増員をさせ現在11名を配置し、関係機関との連携を深めてきたところです。今後もその状況を観眼し配置や活用計画について検討していきます。また夜間中学に関しては、県内のニーズの情報収集をするなどしてその必要性を研究していきます。今後とも児童生徒が安心して教育を受けられるよう市町教育委員会等と連携し教育環境の整備に努めていきます。

再質問

- Q. 県としてフリースクールとの連携や交流をしていく考えがないか、所見を伺う。

- A. フリースクールや民間団体においては、様々な形態や状態があります。それらについて教育委員会では内容の把握が出来ていないので、今後調査研究する中で考えていきたいと思っています。

